

令和7年度保育士等宿舎借り上げ支援事業について

資料 2-19

【事業の目的】

川崎市では、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的として、『保育士宿舎借り上げ支援事業』を実施し、保育所等を運営する法人が、保育士の宿舎を借り上げるために必要な費用の一部を補助しています。

【事業の概要】

■ 補助金交付対象者

保育所等を運営する「事業実施者」が対象であって、次のいずれにも該当するものです。（保育士個人に対して補助を行うものではありません。）

- ① 保育士宿舎（補助対象施設）を借り上げていること。
- ② 補助対象となる保育士を保育士宿舎（補助対象施設）に居住させていること。
- ③ 事業実施者が、保育士の就業継続のための研修への参加を推奨するなど、保育士の就業継続に努めていること。

令和7年度保育士等宿舎借り上げ支援事業について

資料 2-19

【事業の概要】

■ 補助対象保育士

- ① 施設長を除く、常勤（正規雇用）の保育士、看護師、准看護師、保健師、小学校教諭、幼稚園教諭、養護教諭であること
- ② 住宅手当等を受けていないこと、また、他の市町村で実施している当事業の対象者と同居していないこと
- ③ 法人に採用された日から5年以内であること（令和7年度採用者の場合）

〈経過措置〉

これまでの事業対象者で、引き続き令和7年度も事業対象となる場合の補助要件は次のとおり。

令和2年度以前からの継続対象者：10年以内

令和3年度からの継続対象者：9年以内

令和4年度からの継続対象者：8年以内

令和5年度からの継続対象者：7年以内

令和6年度からの継続対象者：6年以内

■ 補助対象施設

保育士を居住させるために事業実施者が借り上げている居住用の家屋及びこれらに付帯する工作物その他の施設です。

※1 事業実施者（法人）が所有している物件は対象外です。

※2 宿舎が川崎市内である必要はありません。

【事業の概要】

■ 補助対象経費

賃借料、共益費及び管理費

※敷金、礼金、手数料等は補助対象外です。

■ その他

- ・ 申請及び支払いは、四半期ごとの実績払いです。
- ・ 年度の最後に、実績報告書の提出が必要です。
(別途通知予定)
- ・ 一人一回限りの適用です。(やむを得ない事情により離職した場合を除く)
(適用条件未定)

令和7年度保育士等宿舎借り上げ支援事業について

資料 2-19

年間スケジュール

実施期間：4月1日～3月31日（予定）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
施設法人	実績報告書提出 前年度 第4四半期申請			第1四半期申請※			第2四半期申請※			第3四半期申請※			第4四半期申請※ 実績報告書提出	
川崎市	・審査 ・補助金交付 (5月まで)			・審査 ・補助金交付 (8月以降随時)			・審査 ・補助金交付 (11月以降随時)			・審査 ・補助金交付 (2月以降随時)			・審査 ・補助金交付 (5月まで)	

※第1四半期～第4四半期の申請は、それぞれ各月10日頃まで。

※各期の前月に、申請期日・様式等を通知する予定。

令和7年度保育士等宿舎借り上げ支援事業について

資料 2-19

【川崎市宿舎借り上げ支援事業特設ページURL】

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000140622.html>

当該ホームページにて、制度の詳細や申請様式・申請マニュアル等の御案内がありますので、適宜、御参照ください。

(随時更新)